

美酒美県やまなし需要拡大事業業務委託仕様書

1 業務の目的

山梨県では、地域資源の国内外に向けた効果的なプロモーションの実施による地域ブランド確立を目指して、令和3年度から「ハイクオリティやまなし」をキャッチフレーズに「やまなし地域プロモーション戦略」に基づく取り組みを行っており、「美酒美県やまなし」と銘打ち、国内外でのブランド力向上や販路拡大に向けて以下のとおり、各種事業を展開している。

- ・令和3年度 GI山梨・日本酒等プロモーション事業
- ・令和4年度「美酒美県やまなし」Webサイト構築業務
- 令和4年度～令和5年度 美酒美県やまなしブランド強化事業

しかし、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化等により、国内市場は全体として縮小傾向にある。

そのため新たな飲み手の確保として、当事業ではやまなし地域プロモーション戦略で掲げる、上質な環境の提供というコンセプトに共感する消費者を対象に、県産酒の高い品質と共に文化や背景等、付加価値を併せて訴求することで、需要の拡大を図ることを目的とする。

また、当事業により県産酒のみならず山梨県の有する様々な環境や地域資源をPRすることで、「やまなし」という地域ブランド価値の向上を目指す。

なお、令和6年度が日本ワインコンクールの20回記念の年であることを鑑み、当事業では県産ワインを主に取り扱うこととする。

2 業務委託名称

美酒美県やまなし需要拡大事業業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

4 委託業務概要

- ・本県が推進している高付加価値化に共感する消費者層に山梨ワインを認知させ、山梨県に高品質な酒の産地としてのイメージを定着させるため、「付加価値を好む」、「こだわりが感じられるものを好む」消費者を対象に、品質の高さや、文化、歴史、作り手の思いなどを伝えるプロモーションを実施する。

- ・新たな飲み手の確保につなげるため、山梨ワインだけでなく、山梨県が有するその他地場産品や環境に配慮した県の取り組みなど、山梨県の有する様々な魅力を切り口とすることで、これまで山梨ワインに触れていなかった層を対象としたプロモーションを実施する。
- ・上記により、獲得した消費者層に対し、単発的なPRでとどまらず、中長期的に販路拡大を図れるよう、ECサイトでの販売及びリアルイベントと連携させたプロモーションを実施する。
- ・スケジュールは、別紙1 概要スケジュールを参照のこと。

5 委託業務

(1) ECサイトでの販売、情報発信

①全体的事項

- ・自社、あるいは連携する事業者が運営するECサイトを活用し、山梨ワインをはじめとした地場産品のPR並びに販売を行い、「4 委託業務概要」の内容が達成できる取り組みとすること。
- ・主な対象を、「価格より付加価値」「こだわりを重視」する消費者とすること。
- ・提案には、当該手法が有効な理由と、効果検証の方法を記載すること。

②登録業者の募集

- ・山梨ワインをはじめとした地場産品を販売する事業者を募るため、事業の趣旨や内容を説明する場を設けること。
- ・ECサイトで販売を行う事業者（以下「登録業者」という。）の選定に当たっては、事前に県と協議を行うこと。また、自社で選考基準等を用意すること。
- ・(2) に記載するリアルイベントに参加可能な事業者を優先すること。
- ・最低15業者の取り扱いを行うこと。また、そのうち山梨ワイン取扱業者を概ね6割取り扱うこと。

③登録業者の支援

- ・いかにして閲覧してもらえるか、商品が効果的に訴求されるかを考え、良質な写真、読みやすい商品紹介やレイアウトなど、効果的な販売方法を登録業者に対し、講習する場を設けること。
- ・上記、講習会とは別途、登録業者に対し継続して販売促進につながるよう、伴走支援を行うこと。

④特集記事の作成

- ・山梨ワインの特異性や、国内他産地との差別化が図れる内容とすること。
- ・山梨県が有するその他地場産品（ジュエリーや織物等）や、環境に配慮した取り組み

などにも触れ、ワインに関心の無かった層に対しても訴求できる内容とすること。

- ・ 県全体のイメージ向上により、高品質な酒の産地としてのイメージが定着するような内容とすること。
- ・ 配信のタイミングは②及び③の取り組み後、ECサイトでの販売体制が整った後とすること。
- ・ 記事の閲覧により販売に直結するよう、ECサイト内で記事を配信することとし、会員向けにメールマガジンやプッシュ通知等を行うなど、ECサイト利用者にも閲覧してもらえよう、工夫を施すこと。
- ・ 内容については、山梨県及び山梨県ワイン酒造組合等へ確認を行って作成すること。
- ・ 特集記事配信時以降も、継続して閲覧してもらえよう工夫を施すこと。

⑤数値目標（K P I）

- ・ 以下に示すような数値目標（K P I）を設定すること。
 - ア：購買ページ及び特集記事の閲覧数
 - イ：特集記事から購買ページへの誘導数
 - ウ：メールマガジンの配信数、開封数及び購買ページへの誘導数
 - エ：プッシュ通知の配信数、開封数及び購買ページへの誘導数
 - オ：サイト滞在時間、サイト内回遊数
 - カ：商品ページや特集記事ページのお気に入り数
- ・ その他独自のK P Iを設ける場合は、「4委託業務概要」に記載したプロモーションを効果的に行うために有効なK P Iを設定すること。
- ・ K P Iで示した各数値を達成した場合であっても、予算の限り事業効果の最大限を目指して事業を継続すること。

⑥調査分析

- ・ 利用者や購入者の属性（性別、年代、居住地等）のデータ分析を行うこと。

⑦その他

- ・ 本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。
- ・ 山梨県及び誘導先のホームページに関係する団体の信用や、ブランド価値を損なうことのないよう運用を行うこと。

(2) リアルイベントの実施

①全体的事項

- ・ ECサイトで発信した内容を実際に体験できる場の提供、登録業者が直接消費者と接する場を創出し、「4委託業務概要」の内容が達成できる取り組みとすること。
- ・ 主な対象を、「価格より付加価値」「こだわりを重視」する消費者とすること。

- ・提案には、当該手法が有効な理由と、効果検証の方法を記載すること。

②イベントの実施

- ・イベントにおいては、新規イベントの企画、既存イベントへの出展など形態は問わないが、出展の場合希望する登録業者のすべてがPRできるスペースを設けること。
- ・山梨ワインだけでなく、山梨県が有するその他地場産品や環境に配慮した県の取り組みなどもPRする内容とし、多角的に山梨を発信できる内容とすること。
- ・食品においては試飲試食が行えるよう、税務署及び保健所等関係機関との調整を行うこと。
- ・実施時期については、「(1) ECサイトでの販売、情報発信」実施後とし、発信した内容によって構築されたブランドイメージを体感できる内容とすること。
- ・参加者がイベント後もECサイトを閲覧、産品を購入するなど相乗効果の図れる内容とすること。
- ・ECサイトからリアルイベントへの誘導数等のリアル・デジタル相互の誘導についての成果が確認できる指標を提示すること。
- ・イベントにおいては、セミナーなど体感、体験できるコンテンツを提供すること。
- ・十分な参加者が確保できるよう、事前の告知やイベント中のアナウンスなど十分に行うこと。
- ・参加者に対してはリサーチや意識調査を実施することとし、その内容は県へ事前に相談すること。
- ・上記リサーチ等の結果については、フィードバックを行うこと。
- ・イベント実施に関わる企画・運営、連絡調整等を行うこと。

③その他

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。
- ・次年度以降、登録業者自ら継続した取り組みが行えるよう、アフターフォロー及び体制の構築を行うこと。

6 業務実施体制

事業の実施にあたっては、山梨県との協議、山梨県ワイン酒造組合をはじめとした産地組合等の関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ①受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ②業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施

させること。

- ③業務実施責任者は、調査場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ①業務従事者は、業務実施責任者ととも本業務に係る企画立案・調査業務等を行うこと。
- ②業務従事者は3名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

7 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、速やかに山梨県に提出するものとする。

(2) 事業成果の帰属等

- ①委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、すべて山梨県に帰属するものとする。
- ②委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、「美酒美県やまなし需要拡大事業業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

9 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。
- (4) 委託業務において制作したPR資材等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果品として提出すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。